

(政令指定、特定行政庁指定の別)

(建築基準法第12条第1項、土浦市建築基準法施行細則第9条)

建築物用途		規模 (下記の条件のうち、いずれか1つ以上に該当するもの)					
		政令指定 該当用途部分が避難階のみにあるものは対象外		特定行政庁指定 該当用途部分が避難階のみにあっても対象			
1	劇場、映画館、演芸場、	地階又は3階以上の階 (※1)	主階が1階にないもの (※1)	客席が200m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	主階が1階にないもの (※1)	500m <sup>2</sup> 以上
2	観覧場、公会堂、集会場	地階又は3階以上の階 (※1)	—	客席が200m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
3	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る)	地階又は3階以上の階 (※1)	—	2階に300m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
4	ホテル又は旅館	地階又は3階以上の階 (※1)	—	2階に300m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
5	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第1号の用途) 【共同住宅、寄宿舎】※2	地階又は3階以上の階 (※1)	—	2階に300m <sup>2</sup> 以上	—	—	—
6	高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 (告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途) 【助産施設、各種老人ホーム、障害者支援施設 等】※3	地階又は3階以上の階 (※1)	—	2階に300m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
7	児童福祉施設等 (6に掲げるもの以外)	—	—	—	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
8	学校又は体育館 (学校に付属するものに限る)	—	—	—	地階若しくは3階以上の階 (※1)	2,000m <sup>2</sup> 以上	—
9	体育館 (学校に付属するものを除く)	3階以上の階 (※1)	2,000m <sup>2</sup> 以上	—	地階若しくは3階以上の階 (※1)	2,000m <sup>2</sup> 以上	—
10	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツの練習場	3階以上の階 (※1)	2,000m <sup>2</sup> 以上	—	地階若しくは3階以上の階 (※1)	2,000m <sup>2</sup> 以上	—
11	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	地階又は3階以上の階 (※1)	3,000m <sup>2</sup> 以上	2階に500m <sup>2</sup> 以上	地階若しくは3階以上の階 (※1)	1,000m <sup>2</sup> 以上	—
12	事務所その他これに類するもの (階数が5以上で延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるものに限る)	—	—	—	地階若しくは3階以上の階 (※1)	—	—

※1 該当する用途部分の床面積が、100m<sup>2</sup>超のものに限る。

※2 告示第240号第1第2項第1号

一、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)

※3 告示第240号第1第2項第2号～第9号の用途

二、助産施設、乳児院及び障害児入所施設

三、助産所

四、盲導犬訓練施設

五、救護施設及び厚生施設

六、老人短期入所施設その他これに類するもの

七、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム

八、母子保健施設

九、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業所に限る。)の用途に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る

(注意)複数の用途(事務所は除く)に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。